

4. 評価

4.1 調査結果

調査対象地は大阪市が所有してから、「大阪市立市岡商業高等学校」として利用されてきた土地である。また、資料等により「日本電信電話公社（現 日本電信電話㈱）」「三社神社」「南壽校」による土地利用が確認できた。

「日本電信電話公社」については、対象地において「大阪市立市岡商業高等学校」が昭和 31 年から利用していたことから、仮換地後の従前地による登記であることが推測され、対象地には存在していなかったことになる。「三社神社」「南壽校」については、神社及び小学校であることから、汚染のおそれはないと判断できる。

資料等及び現地踏査により理科教室及び暗室ならびにドラフトチャンバーの設置が確認できた。ヒアリングの結果、当時の理科教室での薬品等の使用の情報はなかったが商業高校での授業であることから工業高校程の薬品を用いた授業はしていないと推測されるので汚染のおそれはないと考えられる。また、当時使用していたドラフトチャンバーについての作業内容は、水素水溶液のみの使用であったことが確認でき、汚染のおそれはないと考えられる。

一方、暗室については当時の使用状況の確認が出来ず、薬品等の種類や使用量または保管状況が不明ある。このことから、写真現像に用いる薬品等の起因により、土壌への汚染の影響は否定出来ないため、暗室内及び流し台からの排水経路について汚染のおそれがあると判断した。

4.2 対象物質の選定

薬品等の使用等の情報がないことから、「現像処理と環境問題：日本写真学会誌」「現像液の再生について：富士写真フイルム株式会社」の資料から下記の特有害物質を選定した。

大阪府生活環境の保全等に関する条例に指定されているダイオキシン類については、ヒアリング及び資料等からダイオキシン類による汚染のおそれはないと判断した。

選定した調査対象物質

- ・カドミウム及びその化合物
- ・六価クロム化合物
- ・シアン化合物
- ・ほう素及びその化合物

4.3 土壌汚染が存在するおそれの区分

写真現像等による作業は暗室での使用であることから、暗室を「土壌汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地」と判断し、また、暗室からの排水経路についても「土壌汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地」と判断した。暗室を除く理科教室及び準備室については、暗室を使用中に理科教室及び準備室への移動が考え

られることから「土壤汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地」と判断した。
なお、理科教室及び準備室以外の土地については、暗室を使用中に他の教室等への移動がないことが考えられるため「土壤汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地」と判断した。

汚染のおそれの位置については、過去に盛土等による高さの変更等を行われていない情報により現在の地表面とした。また、排水経路については、現在の地表面から排水管及び会所の底面の深度とした。

土壤汚染が存在するおそれの区分を図 4.3.1～2 に示す。

地表部

- ① 土壤汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地
暗室
- ② 土壤汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地
理科教室、準備室
- ③ 土壤汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地
①②以外の土地

地中部

- ① 土壤汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地
地中排水経路、会所
- ② 土壤汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地
なし
- ③ 土壤汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地
なし

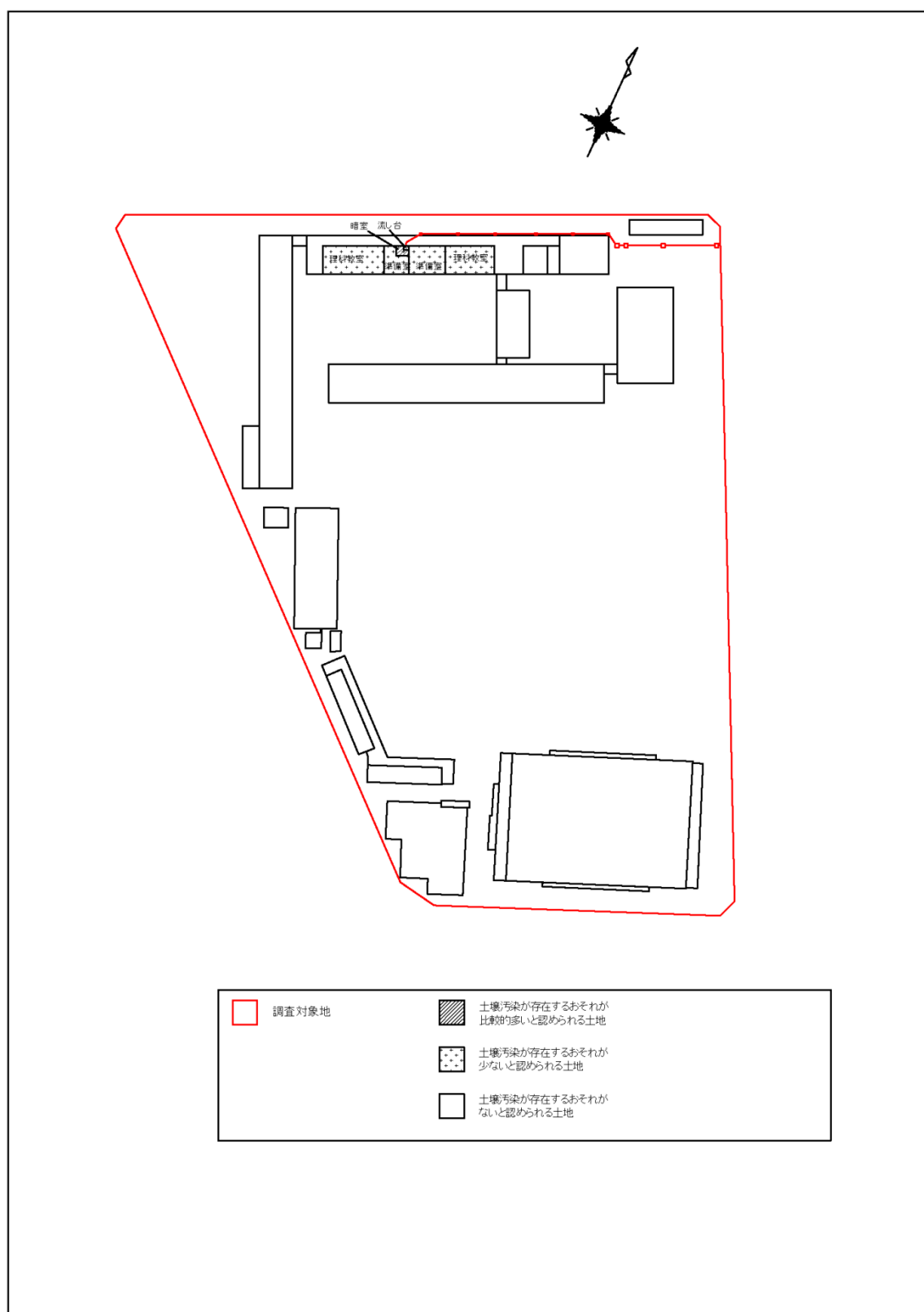


図 4. 3. 1 土壌汚染のおそれの区分（地表部）

